平成２５年（フ）第３０７号
岩手県花巻市椚ノ目第２地割16番地
債務者　山本　　勲
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７５２号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目16番地21ノーブルカーサあけの平202、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田２丁目３番地10シャーメゾンフェリーチェＡ201
債務者　郡山　憲吾
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
茨城県水戸市千波町2345番地の15　ガーデンリゾート千波Ｂ棟201号
債務者　秋山　伸雄
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４９号
茨城県桜川市御領３丁目２番地
債務者　高木　広美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４５２号
茨城県小美玉市西郷地823番地１
債務者　杉山のり子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６７号
茨城県水戸市見川２丁目25番地の５　ニュー見川ハイツＡ棟202号
債務者　坂田　久美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６９号
茨城県那珂市菅谷4853番地６
債務者　小林カヅ子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３５号
兵庫県神崎郡市川町屋形116番地、従前の住所兵庫県加東市南山５丁目20番地５　ファインシア202号
債務者　田畑　圭造
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８７号
兵庫県加西市北条町北条48番地の63
債務者　安富　大介
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第９７６号
広島市西区大芝１丁目12番７―205号
債務者　岡﨑早紀子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３５号
広島市西区中広町２丁目20番６―304号
債務者　大田　公昭
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１０号
香川県高松市林町2073番地20　日下荘203号、住民票上の住所香川県高松市川島本町479番地２
債務者　脇谷富紫美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４４号
長崎県大村市松山町625番地１　松崎マンション201号、前住所長崎県大村市西三城町104番地
債務者　柳　　雅博
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
長崎県大村市池田新町763番地165　池田アパートイ棟８号
債務者　高田　麻美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
長野県松本市笹部２丁目２番15号　サンハイツ笹部203、前住所長野県松本市野溝木工１丁目９番25―605号　ラフィーネ松本南弐番館
債務者　藤澤早代子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５８５号
埼玉県所沢市弥生町2875番地の３　ホワイトヴィラ新所沢101
債務者　松崎　達也
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０８号
埼玉県飯能市緑町20番地５　パティオ緑町３―103、前住所埼玉県飯能市大字川寺23番地５　ガーデンコート飯能803
債務者　山本　晶久
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部